

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等(住民訴訟)請求事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

証拠申出書

2008(平成20)年3月27日

さいたま地方裁判所 第四民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新 一

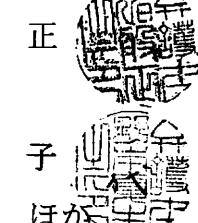
弁護士 南 雲 芳 夫

弁護士 野 本 夏 生

弁護士 小 林 哲 彦

弁護士 猪 股 正

弁護士 川 井 理 砂 子



第1 原告本人 嶋津暉之

1 人証の表示

〒341-0018

埼玉県三郷市3-20-4-305

原告本人 嶋 津 暉 之 (呼出 主尋問120分)

2 原告嶋津の経歴等

経歴

1966年3月 東京大学工学部都市工学科卒業

1972年3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程単位取得退学  
大学院時に工場の水使用合理化技術を研究

1972~84年 東京都公害局（環境保全局）に勤務し、地下水行政に携わる。

1984~2004年 東京都公害研究所（環境科学研究所）に勤務し、水関連の研究  
に携わる。

2004年3月 同研究所退職

著書 「水問題原論」（1991年 北斗出版）

「水資源・環境研究の現在」（1998年、成文堂、共著）

「地下水ハンドブック」（2006年、建設産業調査会、共著）

ほか多数

3 立証趣旨等

原告嶋津は、大学院時代から水問題にかかわり、東京都に勤務してからも水関係の仕事に従事し、さらに各地の水需給構造の解析を長年進めており、特に、工業用水の使用合理化技術に関して大きな成果を上げてきた。原告嶋津は、日本の河川政策、ダム建設政策等の水問題に精通しており、1991年に出版された「水問題原論」は、水問題のバイブルになっており、名実ともに水問題の第1人者である。

原告本人の証言によって、埼玉県の水道用水の減少傾向は構造的な要因によるもので、今後も増加傾向に転じることはありえないこと、埼玉県が行った水需要予測（特に平成15年度のもの〔乙第26号証〕）が実績と大きく乖離した結果となっているのは予測の方法に根本的な誤りがあること、水需要の減少の一方で

水源開発が進行したことにより、埼玉県には十分な保有水源があり、本件八ツ場ダムがまったく不要になっていること、農業用水転用水利権が他の水利権と比べて不安定なものであるとの埼玉県の主張には理由がないこと等を立証する。

#### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第2 証人 大熊 孝

##### 1 人証の表示

〒950-2102

新潟県新潟市五十嵐二の町8390番地8

証人 大 熊 孝 (呼出 主尋問120分)

##### 2 経歴等

経歴

東京大学工学部土木工学科卒業

東京大学大学院工学系研究科博士課程修了

現在 新潟大学自然科学系工学部建設学科 教授

主な著作 「利根川治水の変遷と水害」(1981年初版、東京大学出版会)

「洪水と治水の河川史」(1998、平凡社)

ほか多数

##### 3 立証趣旨等

証人は、新潟大学自然科学系工学部建設学科教授であり、河川工学の分野においては、我が国有数の学識を持つ研究者である。とりわけ利根川の治水に関しては、「利根川治水の変遷と水害」(1981年初版、東京大学出版会刊)の著作にみるように、名実ともに我が国の第1人者である。

同証人によって、カスリーン台風時に八斗島地点で 22,000m<sup>3</sup>/秒もの洪水が生じた事実がないこと、国の利根川治水計画には大きな問題があって、現実性が希薄であること、本件八ツ場ダムは利根川の治水にとって役に立たない不要な施設であること等を立証する。

#### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第3 証人 河崎和明

1 人証の表示

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局河川部長

証人 河 崎 和 明 (呼出 主尋問120分)

2 証人の経歴

現在 国土交通省関東地方整備局河川部長

3 証すべき事実

証人は、現在、国土交通省関東地方整備局河川部長の職にあり、国の利根川治水計画を運営する責任者である。

本件では、国が行ったカスリーン台風再来時の計算において、利根川水系河川整備基本方針では八斗島地点の洪水流量が  $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$  となっており、その一方、利根川浸水想定区域図の計算では  $16,750 \text{ m}^3/\text{秒}$  とされ（甲B38、39号証）、両者の間に看過できない著しい差が生じており、 $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$  の科学的根拠が疑問視されるところ、同証人はこれらの計算条件、計算方法を把握している立場にある。

同証人によって、基本高水流量  $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$  が洪水の実態とかけ離れた架空のものであること、利根川治水計画に根本的な問題があることなどを立証する。

4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第4 証人 花輪伸一

1 人証の表示

〒105-0014

東京都港区芝3-1-14 財団法人世界自然保護基金ジャパン

証人 花 輪 伸 一 (呼出 主尋問60分)

## 2 証人の経歴等

- 1949年 仙台に生まれる、小学校6年から野鳥に関心を持ち、バードウォッチングを始める
- 1969年 東北大学理学部生物学科入学、在学中に仙台市蒲生海岸のシギ・チドリ類の調査を行うとともに、同海岸の埋め立て反対運動を組織する
- 1976年 東京農工大学大学院（修士課程）に入学、鳥類、哺乳類の調査・研究を行う、とくに青森県脇野沢村におけるニホンカモシカの調査は現在も継続中
- 1979年 （財）日本野鳥の会に勤務、全国一斉調査や絶滅の恐れのある鳥類（とくに沖縄で）の調査、保護活動などを行う
- 1989年 東京港野鳥公園レンジャーとしてサンクチュアリでの調査、教育、管理等を行う
- 1991年 （財）世界自然保護基金日本委員会（WWF Japan）に勤務、干潟などの湿地や沖縄のサンゴ礁、野生生物などの保全活動に取り組んでいる

## 3 立証趣旨等

八ッ場ダム建設の前提として被告らが実施し、また実施している調査は極めて不十分なものであり、そのため被告らの「八ッ場ダム建設は環境に影響なし」という主張は全く根拠がない。

証人は財団法人世界自然保護基金ジャパンの職員であり、同財団や財団法人日本野鳥の会等における活動を通じて、特に鳥類や哺乳類等の調査・研究に造詣が深い。

証人により、八ッ場ダム建設により周辺の環境が破壊されること、八ッ場ダム建設が環境に与える影響について被告らは調査をしたなどとは到底言える状態でないこと、等を立証する。

## 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

## 第5 証人 坂巻幸雄

### 1 人証の表示

〒195-0053

東京都町田市能ヶ谷町1598-57

証人 坂巻幸雄（呼出 主尋問 120分）

## 2 証人の経歴等

### (1) 経歴

1956年3月 東京大学理学部地質学科卒業  
1956年4月 通商産業省工業技術院地質調査団入所  
1983年～ 日本科学者会議調査団のメンバーとして日本海中部地震の被災地調査に参加。以後、各地の地震・津波・噴火・洪水・地盤災害等の調査研究に従事  
1993年3月 地質調査所を定年退職  
1993年5月 技術士登録  
現在 日本科学者会議災害問題研究委員会・委員

(2) 著書 「地学事典」（1970年、平凡社、共著）ほか

## 3 立証趣旨等

証人は、技術士法に基づいて行われる国家試験に合格し登録した技術士であり科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを認定された者である。

証人に対する尋問を通じ、本件ダム計画予定地の地盤がダム基礎として適するとの国土交通省の評価は前提事実ないし評価方法が誤っており、ダムサイト地盤の危険性を過小評価したものであることから、本件ダム計画において建設が予定されているダムは構造上の安全性について保障がなく、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を欠くことを立証する。

## 4 尋問事項

追って準備する。

## 第6 証人 奥西一夫

### 1 人証の表示

〒611-0002

京都府宇治市木幡南山13番地の71

証人 奥 西 一 夫 (呼出 主尋問120分)

## 2 証人の経歴等

### (1) 経歴

1957年3月 京都大学理学部地球物理学科卒業

1957年4月 京都大学大学院理学研究家修士課程入学

1958年3月 同中途退学

1958年4月 京都大学防災研究所助手

1975年5月 京都大学理学博士

1976年5月 京都大学防災研究所助教授

1990年2月 同教授

2002年3月 京都大学定年退職

同名誉教授

### (2) 著作

焼岳の土石流, 地球, 2-6, 1980

意見書（長野県富士見町切掛沢の土石流危険度）, 1993年9月, 19p.

六甲山地の森林と斜面崩壊の発生条件（特に兵庫県南部地震による斜面崩壊について）. 森林被害に強い森林づくりのための基礎調査報告書（林野庁）, 1997, 158-187.

国土問題研究会浅川調査団（分担執筆）：京急ゴルフ場建設に伴う災害問題に関する調査報告, 1997, 35p.

国土問題研究会殿山ダム水害調査団（分担執筆）：日置川殿山ダム水害調査報告書—水害の実態ならびに芦田氏鑑定書批判—, 1997, 44p.

国土問題研究会殿山ダム水害調査団（分担執筆）：ダムヘドロ災害, 「国土問題」, 第66号, 2005, 59p.

国土問題研究会肱川水害・治水対策調査団（分担執筆）：愛媛県肱川の水害と治水対策に関する調査報告書, 「国土問題」, 第67号, 2005, 80p.

国土問題研究会大滝ダム地すべり自主調査団（分担執筆）：大滝ダム 地すべり災害の検証、「国土問題」，第68号，2006，128p.

### (3) 鑑定

昭和 64 年 3 月に発生した志賀県道大津信楽線崩落事故（死亡 2 名）について滋賀県警察本部より、道路管理者の刑事責任の有無に関する鑑定依頼を受け平成元年 3 月に鑑定報告書を提出。

平成 9 年（ワ）9571 号民事事件（土砂崩れの危険のある斜面の管理責任の所在に関する争い）について大阪地方裁判所より鑑定依頼を受け平成 10 年 12 月鑑定報告書を提出。

平成 12 年（ワ）第 272 号損害賠償請求事件（隣接地の宅地造成工事に起因して既設の原告宅地に不等沈下被害が生じたとの訴え）について京都地方裁判所より鑑定依頼を受け平成 13 年 11 月に鑑定書および鑑定報告書を提出。

平成 14 年（ワ）第 35 号損害賠償請求事件（下水道工事に伴って隣接する原告宅地が不等沈下被害を生じたとの訴え）について水戸地方裁判所より依頼を受け平成 16 年 9 月に鑑定書および鑑定調査報告書を提出。

## 3 立証趣旨等

証人は、昭和 37 年から平成 14 年までの 40 年間、京都大学防災研究所で水文地形学及び災害地形学の研究に従事し、ダム湛水域の地すべりについては、国土問題研究会（任意団体）の調査団（調査員兼調査団長）として長野県浅川ダム計画及び奈良県大滝ダム計画についての調査研究を行った実績を有し、平成 11 年から 12 年にかけて開催された「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」（長野県が設置）においては、審議・答申書作成に関わった。

証人に対する尋問を通じ、本件ダム計画においては、湛水地すべりの発生可能性についての調査・検討が不十分であり、地すべり対策も不十分であることから、本件ダム計画は発生可能性のある湛水地すべりに対する安全保障を欠き湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全等を脅かすものであって、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を欠くことを立証する。

#### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第7 証人 西川伸一

##### 1 人証の表示

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学駿河台研究棟721号室

明治大学政治経済学部教授（政治学）

証人 西 川 伸 一（呼出 主尋問90分）

##### 2 経歴等

###### 経歴

1961年 新潟県生まれ

1990年 明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻博士後期課程退学  
明治大学政治経済学部専任助手

1993年 同専任講師

2000年 同助教授

2005年 同教授

###### 主な著作

『立法の中核 知られざる官庁・内閣法制局』単著（五月書房、2000年）

『現代政治を見る眼』竹尾隆・井田正道編著（八千代出版、2002年）「第5章政治制度論」

『官僚技官』単著（五月書房、2002年）

ほか多数

##### 3 立証趣旨等

被告は、本件八ッ場ダムの有効性等を主張・立証するにあたり、国（国土交通省）の作成した書面・資料等を多数引用しているところ、このような国の作成した書面・資料等の信用性の評価にあたっては、国が八ッ場ダム事業に関して、どのような利害関係を有するかについて、正当に評価された上でなされる必要がある。

証人は、政治学を専門分野とする研究者であり、著書『官僚技官』においては、

国の官僚制度と公共事業との関係について調査・分析し、公共事業はそれを立案・実行する官僚らの固有の利益のためになされている実態を明らかにしている。

証人によって、本件八ッ場ダム事業は、同事業を計画・実施する国土交通省の官僚らの固有の利益のために計画・実施されている事業であることを明らかにし、引いては、国が作成した書面・資料等の信用性については、その根拠が合理的なものであるかどうかを厳密に評価した上で、慎重になされるべきことを明らかにする。

#### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

尋問事項 証人1 嶋津暉之

- ① 身上・経歴
- ② 埼玉県の水道用水と工業用水の需要動向
- ③ 水道用水と工業用水が減少傾向になった理由
- ④ 埼玉県の水需要予測方法の問題点、実績と乖離した理由
- ⑤ ダム計画の呪縛から解放された都市の水需要予測
- ⑥ 埼玉県の水道用水の今後の需要見通し
- ⑦ 水源開発の経過と埼玉県の保有水源の現状
- ⑧ 首都圏における水余りの現状
- ⑨ 地盤沈下は沈静化しており埼玉県の地下水利用可能量の評価は過小なものとなっていること
- ⑩ 農業用水転用水利権は、埼玉県が主張するような不安定なものではないこと
- ⑪ ハッ場ダムは埼玉県および首都圏にとって必要な水源開発なのか
- ⑫ 首都圏における水余り現象と最近の渇水状況
- ⑬ ハッ場ダムは渇水時に役に立つ施設なのか
- ⑭ 日本におけるダム計画中止の流れと、ダム計画中止の理由
- ⑮ その他本件に関連する事実

尋問事項 証人2 大熊孝

- ① 身上・経歴
- ② 利根川の特徴
- ③ 利根川の治水計画の変遷
- ④ 1980年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要
- ⑤ 利根川治水計画における八ツ場ダム計画の位置づけ
- ⑥ 基本高水流量とは何か
- ⑦ 利根川における基本高水流量算出上の問題点
- ⑧ カスリーン台風時の実績流量 17,000m<sup>3</sup>/秒は正しい推定値か
- ⑨ 基本高水流量 22,000m<sup>3</sup>/秒に科学的な根拠はあるか
- ⑩ カスリーン台風時に八斗島上流で 5,000m<sup>3</sup>/秒も氾濫した事実はあるのか
- ⑪ 八ツ場ダムには治水効果はあるか
- ⑫ 2006年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針の問題点
- ⑬ 現在の利根川水系の治水計画に現実性はあるか
- ⑭ 利根川についてのるべき治水対策ないし水防対策は何か
- ⑯ その他本件に関連する事実

尋問事項 証人3 河崎和明

- ① 身上・経歴
- ② 1980年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要
- ③ 2006年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針の概要
- ④ 利根川治水計画における八ツ場ダム計画の位置づけ
- ⑤ 基本高水流量 22,000m<sup>3</sup>/秒の計算根拠は何か
- ⑥ カスリーン台風時に八斗島地点の上流で 5000m<sup>3</sup>/秒の氾濫があったという根拠は何か
- ⑦ 利根川浸水想定区域図の計算における八斗島地点の洪水流量 16,750m<sup>3</sup>/秒の計算根拠は何か
- ⑧ この計算において八斗島上流の河道の条件はどのように設定されたのか。
- ⑨ この計算の結果、八斗島上流ではどこで氾濫し、それぞれ何m<sup>3</sup>/秒の流量が流出することになったのか。
- ⑩ 利根川放水路計画に現実性があるのか
- ⑪ 今後の利根川上流ダム計画は具体化しているか
- ⑫ カスリーン台風が再来した場合に八ツ場ダムは役に立つか。
- ⑬ その他本件に関連する事実

尋問事項 証人4 花輪伸一

- ① 証人の身上及び経歴
- ② ハッ場ダム建設予定地の自然環境の特徴
- ③ 本件ハッ場ダム建設にあたって必要とされる調査の概要
- ④ 被告ないし国が実施した環境影響評価の内容
- ⑤ ハッ場ダム建設が生態系に与える影響
- ⑥ ハッ場ダム建設と種の保存法、生物多様性条約との関係
- ⑦ その他本件に関連する一切の事実

尋問事項 証人6 奥西一夫

- ① 証人の経歴
- ② ダム湛水域における地すべりの発生は、どのような危険を生じさせるか
- ③ ダム湛水域における地すべり対策の必要性・内容を判断する上で、どのような作業が必要か
- ④ 地すべり危険斜面の抽出はどのような原則にのっとって行われるべきか
- ⑤ 林地区と上湯原地区の地すべり地形が、ダム湛水によって再滑動する可能性のある古期大規模地すべりと断定できる根拠はどのようなことか
- ⑥ 上湯原地区が「湛水による地すべりの可能性が考え難い場所」とはいえない根拠はどのようなことか
- ⑦ 林地区で発生することが想定されるダム湛水地すべりの規模は、どの程度の大きさか。

本件ダム計画において国が実施を予定している地すべり対策によって、ダム湛水地すべりに対する安全性は確保されうるか

- ⑧ 二社平地区で発生することが想定されるダム湛水地すべりの規模は、どの程度の大きさか。

本件ダム計画において国が実施を予定している地すべり対策によって、ダム湛水地すべりに対する安全性は確保されうるか

- ⑨ 横壁・小倉地区において地すべり地として認定されなかった斜面で100メートル以上にわたり地すべりが発生したことは、どのような意味を有するか。

横壁・西久保地区において、横壁・小倉地区で発生した地すべりと同様の地すべりが発生する可能性はないか

- ⑩ 横壁・白岩沢右岸地区についての國の地すべり危険度評価は、どのような点において誤っているか

- ⑪ その他、本件に関連する一切の事項

尋問事項 証人7 西川伸一

- ① 証人の身上及び経歴
- ② 官僚が公共事業によって私的利息を受ける場合があるか
- ③ 官僚が公共事業によって私的利息を得る社会的構造はどのようなものか
- ④ 官僚が公共事業によって私的利息を得るという事実は、国の意思決定過程にどのような影響を及ぼすか
- ⑤ 本件八ッ場ダム事業によって官僚は私的利息を受けるか、受けるとすれば、その内容はいかなるものか。